

大川広域行政組合事務局介護認定審査係の職員の勤務時間等に関する規程

〔 令和 5年 3月24日 〕
訓 令 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大川広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第3号）第4条第1項及び大川広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第1号）第2条第2項の規定に基づき、事務局介護認定審査係の職員（以下「職員」という。）の勤務時間等に関して必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間等については、別表のとおりとする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分		出勤時間	退勤時間	休憩時間
通常勤務日		午前8時30分	午後5時15分	正午から60分
夜間審査会 臨 席 日	遅出A	午前9時30分	午後7時15分	正午から60分 午後5時15分から60分
	遅出B	午前9時30分	午後7時30分	正午から60分 午後5時15分から75分

備考 夜間審査会臨席日の勤務は、遅出Aは審査会開始時刻が午後6時45分からの勤務に、遅出Bは審査会開始時刻が午後7時からの勤務に適用し、毎月月末までに翌月の勤務計画表を作成する。